

## 令和7年第8回・西海市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年8月26日（火）

午後3時50分から午後4時45分

2. 開催場所 西海公民館 2階 講堂

3. 委員定数 条例定数19人 現委員19人

4. 出席委員（14人）

会長 1番 葉山 諭

会長代理 2番 水嶋 政明

委員 3番 山田 康弘 4番 中尾 正則 6番 坂口 初男

7番 河本 光晴 8番 梅山 清春 9番 相川 浩一

10番 葉山 静子 11番 本山 光幸 12番 安藤 卓巳

14番 山口用一郎 16番 前田 明代 19番 林 辰造

5. 欠席委員（5人）

5番 大串 英明 13番 谷脇 文弘 15番 柿田 敏彦

17番 中村 和也 18番 松崎 常俊

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第34号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画  
(案)に関する意見について

議案第35号 非農地通知の対象とするとの決定について

7. 事務局 事務局長：浦野 幸征 局長補佐：桑原 智徳 主事：松尾 亜美

8. 会議の概要

事務局 只今から令和7年西海市農業委員会第8回総会を開会いたします。

出席委員は在任委員19名中14名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、西海市農業委員会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行は会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員の指名を

行います。西海市農業委員会会議規則第 20 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

### 《異議なしの声あり》

議長 今回の議事録署名委員は、11 番：本山 委員、12 番：安藤 委員にお願いいたします。

議長 それでは議事に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。  
まず、議案第 32 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 1 番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局です。議案第 32 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 1 番を説明します。資料 3 頁は、今回の農地法第 3 条の許可申請、2 件の位置図です。1 番は、大島町塔尾の案件です。次頁 4 頁は議案書で、大島町字廣手の畑のほか、合計 8 筆 4,118 m<sup>2</sup> の申請となっています。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する詳細は、議案書記載のとおりです。申請事由は、譲り渡し人は不在地主であり、所有地の処分を考えていたところ、譲り受け人が購入することとなったもので、譲り受け人は、経営規模拡大の為、許可があり次第、所有権を売買により移転するもの、となっています。申請地は、譲り受け人の自宅からいずれも徒歩 5 分以内の距離にあり、露地野菜を栽培予定です。

農地法第 3 条の許可申請の関係資料は、3 頁から 21 頁まで、5 頁に付近近況図、6 頁から 8 頁に字図、9 頁から 20 頁に現況写真、21 頁に航空写真を添付しています。6 頁から 8 頁の字図は、黄色に塗られているところが申請地で、現況写真番号と撮影方向を記載しています。21 頁の航空写真は、赤枠で囲まれた部分が申請地です。8 頁の字図で左側の広い申請地は、筆界が確定していない筆であります。含まれる 3 筆すべてについて、譲り渡し人が所有者となっているため、全体として申請が可能となっています。今回の申請は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議長 ただいま説明がありました議案第 32 号の 1 番につきまして、2 番委員、補足説明をお願いします。

2 番 2 番委員です。8 月 23 日に地元推進委員と現地に行き、譲り受け人

の立ち会いで現場を見てきました。現地の写真を見ていただいてもわかるように、もうすでに草刈りをしています。譲り受け人が地主の方に了解を得て、まだ売買前ではありますが、要するに保全をさせてくれということで、やっているようです。譲り受け人は非常に意欲を持ってやっていますので、今後も規模拡大に向けてこのような3条申請が出てくるのでは、と思っています。実際、私たちが現場にいたときも、他の地主の方から、将来的にそういった話があるようなことも伺っています。譲り受け人は、これからどんどん広げたいということで頑張っていますので、問題ないと思います。よろしくお願ひします。

議長　　ただ今、議案第32号の1番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議長　　無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議長　　「異議なし」と認めます。よって、議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請について」の1番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議長　　続きまして、議案第32号の2番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局　　事務局です。議案第32号の2番について説明します。資料22頁は議案書です。物件は、大瀬戸町多以良外郷字萩原ノ辻の畠で、1筆2,259m<sup>2</sup>の申請となっています。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する詳細は、議案書記載のとおりです。申請事由については、譲り受け人は、申請地の一部を借用し耕作していましたが、県外在住の譲り渡し人より、贈与の申出があり、農地を取得するもの、となっています。圃場は、譲り受け人の自宅から車で約10分、8kmの場所にあり、みかんを栽培しています。

関係資料は、22頁から27頁までで、3頁に位置図、23頁に付近近況図、24頁に字図、25頁・26頁に現況写真、27頁に航空写真を添付しています。24頁の字図は、黄色に塗られているところが申請地で、現況写真番号と撮影方向を記載しています。27頁の航空写真は、赤枠で囲まれた部分が申請地です。今回の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議長 ただいま説明がありました議案第32号の2番につきまして、11番委員、補足説明をお願いします。

11番 委員です。8月21日に譲り受け人本人と会い、現場を確認して参りました。譲り渡し人と譲り受け人は、親戚同士で、もう15年以上前から譲り受け人が借りてみかんを栽培しています。品種は岩崎と津之望を作付けしています。譲り渡し人は、親戚でもあり長年作ってくれているので、今回は贈与というかたちで、今後も譲り受け人に作ってもらうということで、話がついているようです。以上です。

議長 ただ今、議案第32号の2番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議長 「異議なし」と認めます。よって、議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請について」の2番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 続きまして、議案第33号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局です。議案第33号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番を説明します。28頁は議案書です。物件は、西彼町上岳郷字天久保の畠で、1筆493m<sup>2</sup>の申請となっています。譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は、議案書記載のとおりです。転用の目的は、譲り受け人は、現在借家住まいであり、子供の成長に伴い手狭となるため、申請地に一般個人住宅を建築するもの。許可があり次第、贈与により、所有権を移転するもの、となっています。譲り渡し人は、譲り受け人の奥さんの親類にあたります。また、本申請地は、令和5年2月27日の総会において農用地除外済みで、今回の転用申請となつたものです。権利内容は「所有権移転・贈与」です。

資料は、28頁から37頁までで、29頁が位置図で、30頁に付近近況図、31頁に字図、32頁・33頁に現況写真、34頁に航空写真、35頁に被害防除計画書、36頁に平面配置図、37頁に立面図を添付しております。35頁に戻りまして、被害防除計画書の内容ですが、切土を50cm

から 1 m 行う。大型ブロックを設置し、土砂流出を防止する、となっています。排水等については、最終的には隣接する水路に放流することです。下の方に水田が広がっていますので、地区の区長には話を通しておくよう、代理人に伝えていきます。ちなみに排水の経路については、次頁の 36 頁の平面配置図に図示していますが、黄色くマーカーしている部分が、雨水や生活雑排水等の排水経路となります。35 頁の被害防除計画書の内容に戻りますが、周辺の農地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置として、建物の高さを加減し、5 m 程度で平屋造りとするため、周辺農地に日照や通風等で悪影響を及ぼす恐れはない、となっています。万一、隣接農地に被害を及ぼした場合については、申請者の責により解決する、となっています。

34 頁の航空写真からも判断できる通り、西側に水田等も散在していますが、周囲を山林や原野及び宅地に囲まれた、10ha 以下の農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地、第 2 種農地と判断します。事務局の説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました議案第 33 号の 1 番につきまして、19 番委員、補足説明をお願いします。

19 番 19 番委員です。8 月 23 日に地元推進委員 2 名と譲り渡し人を交えて、4 人で現地を確認しました。譲り渡し人と譲り受け人は、事務局からの説明にもありました通り、親類関係ということで、周囲の土地を確認したところ、譲り渡し人所有の土地が主で、道路の横に側溝を入れて、32 頁の写真を見ればわかります通り、右の方に水路がありますが、そこに流すということでした。前面に擁壁を設け、上との境にも切土をして擁壁を設けるということでした。上も譲り渡し人の土地ですので、問題ないということで、見て参りました。よろしくお願いします。以上です。

議 長 ただ今、議案第 33 号の 1 番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 33 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 1 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長

続きまして、議案第 34 号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

事務局です。「議案第 34 号農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」を説明します。資料 38 頁は議案書です。次頁 39 頁は、集計表で、農用地利用集積等促進計画（案）の 101 筆が計上されています。40 頁から 44 頁は促進計画（案）の内訳で、今回意見を求められた 101 筆、合計 167,655 m<sup>2</sup> の出し手、受け手や、農地の所在・地番・地目・面積・賃貸借等の詳細を記載しています。今回 101 筆のうち、98 筆は白崎地区基盤整備事業の換地後の配分に係るものです。換地後の図面を担い手ごとに色分けしたものを、後日送付していますので、それも参考にして頂ければと思います。また、資料 45 頁は、申請地 99 番の一部使用貸借にかかる分割図面です。次頁 46 頁から 60 頁は、今回受け手 15 戸の経営状況となっています。手書きで、対応する申請地の番号、筆数及び栽培作物を記載しています。

本案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の要件を満たしており、特に問題はないものと判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長

ただ今事務局から説明がありました通り、1 番から 98 番までは、白崎地区基盤整備事業の換地後の配分でありまして、19 番委員に補足説明をしていただきますが、筆数が多くなっておりますので、それぞれの配分先ごとに、説明をお願いします。

19 番

19 番委員です。8 月 23 日に地元推進委員 2 名とともに、白崎地区基盤整備事業運営委員会の役員の方に同席してもらい、現地で話を伺いました。1 番から 3 番の受け手は、約 1 反 8 畝の配分を受け、植栽をして 5 年ぐらいになりますが、まだ農協に勤めておられまして、休みの日にお父さんと一緒に作業して、きれいに管理をされていました。

4 番・5 番の受け手も、勤めながら、休みの日などをを利用して、奥さんと一緒に非常によく管理をされています。

6 番から 14 番の受け手は、9 筆で 1 町 7 反ほどを借りておられ、現地を見ましたが、木も太くなつてよく管理をされていました。

15 番から 20 番の受け手は、農協を退職され、お母さんと 2 人で管理をされています。この圃場で 1 町 2 反ぐらいを栽培されていますが、熱心にやられており、感心しました。

21 番から 29 番の受け手も 5 年ほど前に農協を退職され、この園地

で1町7反ほどを栽培されています。お父さんと2人で、毎日のように園地に来て作業をしておられ、大変感心しています。

30番から33番の受け手は、この園地で1町7反ほどを栽培され、他にも圃場はありますが、この基盤整備の圃場は特に熱心に栽培しておられ、休日には家族の方々の手伝いもあり、よく管理されています。

34番から38番の受け手は、約6反ほどを借り受けて露地野菜を栽培しています。一人ですが、よくやっておられます。

39番から48番の受け手は、この方も以前農協に勤めておられ、5年前からこの圃場に入り、1町6反近くを、両親と3人で栽培しておられます。他にも自宅近くで、ミカン等を栽培しておられ、しっかり働いています。

49番から54番の受け手は、お父さんの後を継がれ、白崎地区の圃場では、露地野菜を3反6畝ほどで、ジャガイモを2作ほどやられています。水稻も手広くしていますので、あまり手のかかる作物はできないと思いますが、よくやられています。

55番から59番の受け手は、ミカン部会の役員をされていた関係で、白崎地区のミカン園に関わることになり、1町2反ほど栽培されています。この方は、今のところ1人でよく頑張っておられ、感心しています。

60番から64番の受け手は、ちょっと高齢ですが。奥さんと2人で露地野菜を作つておられます。6反ほどですが、傾斜部分に面積が入つていて、実質的には半分の3反ほどをよく栽培されています。カボチャや馬鈴薯、里芋などを作つておられます。

65番から73番の受け手は、他にも農地がありますが、白崎地区基盤整備内の圃場は1町5反5畝で、今のところ夫婦二人で、スピードスプレイヤーや乗用草刈り機を駆使して頑張っています。

74番から98番の受け手法人は、ミカンと露地野菜で部門が分かれていますが、露地野菜の方は、今耕耘の準備をしておられました。ミカンの方は、シルバー人材センターから、応援に来ているのを見かけます。

今のところ白崎地区の受け手は、お互いが切磋琢磨というか競い合つてやっておられます。どなたも頑張つておられますので、大丈夫かと思います。以上です。

議 長

続きまして、99番から100番の補足説明を、9番委員にお願いします。

9 番

9番委員です。8月20日に地元推進委員2名とともに現地確認をいたしましたが、資料を見てお分かりのように、非常に山あいのところで田んぼを作つておられます。受け手の方は、他にミカン栽培をし

ておられますぐ、もしこで水稻を作らないということになると、大変な状況になるということは、利用状況調査で何度もこの辺を行き来し、また受け手本人ともお会いする中で感じる事であります。昼間からイノシシが頻繁に走り回るような環境で、結構なご苦労をしておられますぐ、今後もまだ作付けを続けていくという意思の確認をさせていただき、お互いに頑張ってやりましょうという気持ちをお伝えして、その場を分かれて参りました。以上です。

議長 続きまして、101番の補足説明を、14番委員にお願いします。

14番 14番委員です。8月21日に、受け手のお父さんと現場を確認いたしました。再貸し付けでありますので、私1人とこのお父さんで話をいたしました。受け手本人につきましては、佐世保から通勤しながら農業をしているということで、資料にもあります通り、現在水稻とそれから牧草を、畜産もやっておられるということで、親子3人で経営されています。水稻については、4反ほどの面積でしたが、十分管理されていましたので、問題ないということで判断をいたしました。以上です。

議長 ただ今、議案第34号について、それぞれ説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

議長 無いようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議長 「異議なし」と認めます。よって、議案第34号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」につきましては、原案どおり承認することに決定いたします。

議長 続きまして、議案第35号「非農地通知の対象とすることの決定について」ですが、今回は申出分がありませんので、同意書分を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 事務局です。議案第35号「非農地通知の対象とすることの決定について」の同意分について説明いたします。今回は、7月15日から8月14日までに受け付けた分を審議していただきます。1番は西彼町の物件で、2番から6番が崎戸町の物件で4件5筆、合計5件6筆3,143m<sup>2</sup>の申請となっています。資料につきましては、62頁に位置図、63頁・64頁に航空写真配置図、65頁・66頁に航空写真を添付していま

す。 詳細につきましては、議案書及び資料をご覧ください。

同意対象地は、全体にわたって、利用状況調査、航空写真等で判断するところ、雑木等が茂り山林・原野化しており、特に支障はないとの判断いたしました。なお、農業者年金、贈与税、不動産取得税関係については事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。事務局の説明は以上です。

議長　　ただ今、議案第35号の同意分について説明がありました。同意分については、補足説明はありませんので、これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議長　　ないようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議長　　「異議なし」と認めます。よって、議案第35号の同意分1番から6番につきましては、非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議長　　以上で、議案審議は終わります。みなさんから何かございませんか。

次回の総会は

日 時：令和7年9月25日（木） 午後2時00分から  
場 所：西海市役所本庁 3階 議員控室

代理　　これをもちまして令和7年西海市農業委員会第8回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

令和7年8月26日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人